省　令

○総務省令第六十三号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百六十四項を第百六十六項とし、第十八項から第百六十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「十三の項」を「十五の項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　法別表第一の十三の項の総務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。

18　法別表第一の十四の項の総務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。

附　則

この省令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第百四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第五項の規定に基づき、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令

（理容師養成施設指定規則の一部改正）

第一条　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「その年の前年及び前々年における当該養成施設の養成課程の別ごとに」を削り、「それぞれ十五人未満であるときは」を「前年又は前々年のいずれか一方の年において十五人未満であり、かつ、他方の年において二十人未満である養成課程において」に改める。

別表第三衛生管理理容保健の項を次のように改める。

衛生管理 理容保健	一　医師 二　歯科医師 三　薬剤師 四　獣医師 五　保健師 六　助産師 七　看護師 八　理容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

別表第三理容技術理論理容実習の項を次のように改める。

理容技術理論 理容実習	理容師の免許を受けた後、実務又は理容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第二条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三衛生管理美容保健の項を次のように改める。

衛生管理 美容保健	一　医師 二　歯科医師 三　薬剤師 四　獣医師 五　保健師 六　助産師 七　看護師 八　美容師の免許を受けた後、三年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

別表第三美容技術理論美容実習の項を次のように改める。

美容技術理論 美容実習	美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（理容師養成施設に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容技術理論及び理容実習の課目の教員として勤務していた者は、第一条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容規則」という。）別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

2　この省令の施行の際現に理容師の免許を受けた後三年以上実務に従事した経験のある者であって、平成二十九年三月三十一日までの間において新理容規則別表第三理容技術理論理容実習の項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新理容規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、理容技術理論及び理容実習の課目の教員となることができる。

（美容師養成施設に係る経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の美容師養成施設指定規則第三条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき美容技術理論及び美容実習の課目の教員として勤務していた者は、第二条の規定による改正後の美容師養成施設指定規則（以下「新美容規則」という。）別表第三の規定にかかわらず、当分の間、当該課目の教員となることができる。

2　この省令の施行の際現に美容師の免許を受けた後三年以上実務に従事した経験のある者であって、平成二十九年三月三十一日までの間において新美容規則別表第三美容技術理論美容実習の項の規定に基づき厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したものは、新美容規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、美容技術理論及び美容実習の課目の教員となることができる。

○経済産業省令第七十三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一5．携帯用レーザー応用装置の項技術上の基準の欄中「日本工業規格C6802（2011）レーザ製品」を「日本工業規格C6802（2014）レーザ製品」に、「3.20クラス2レーザ製品」を「3.21クラス2レーザ製品」に、「8.3e）時間基準3）」を「4.3e）時間基準3）」に、「8.3クラス分けの規則」を「4.3クラス分けの規則」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年五月三十一日から施行する。